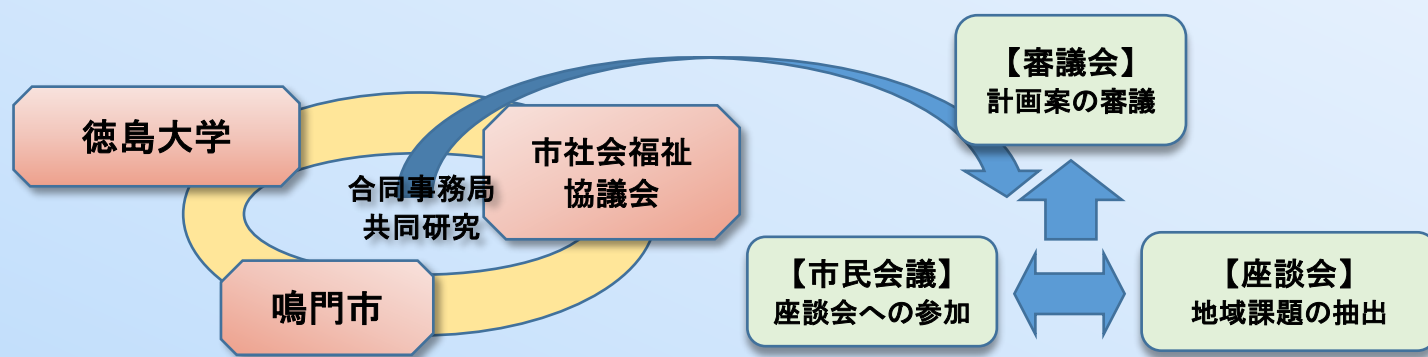


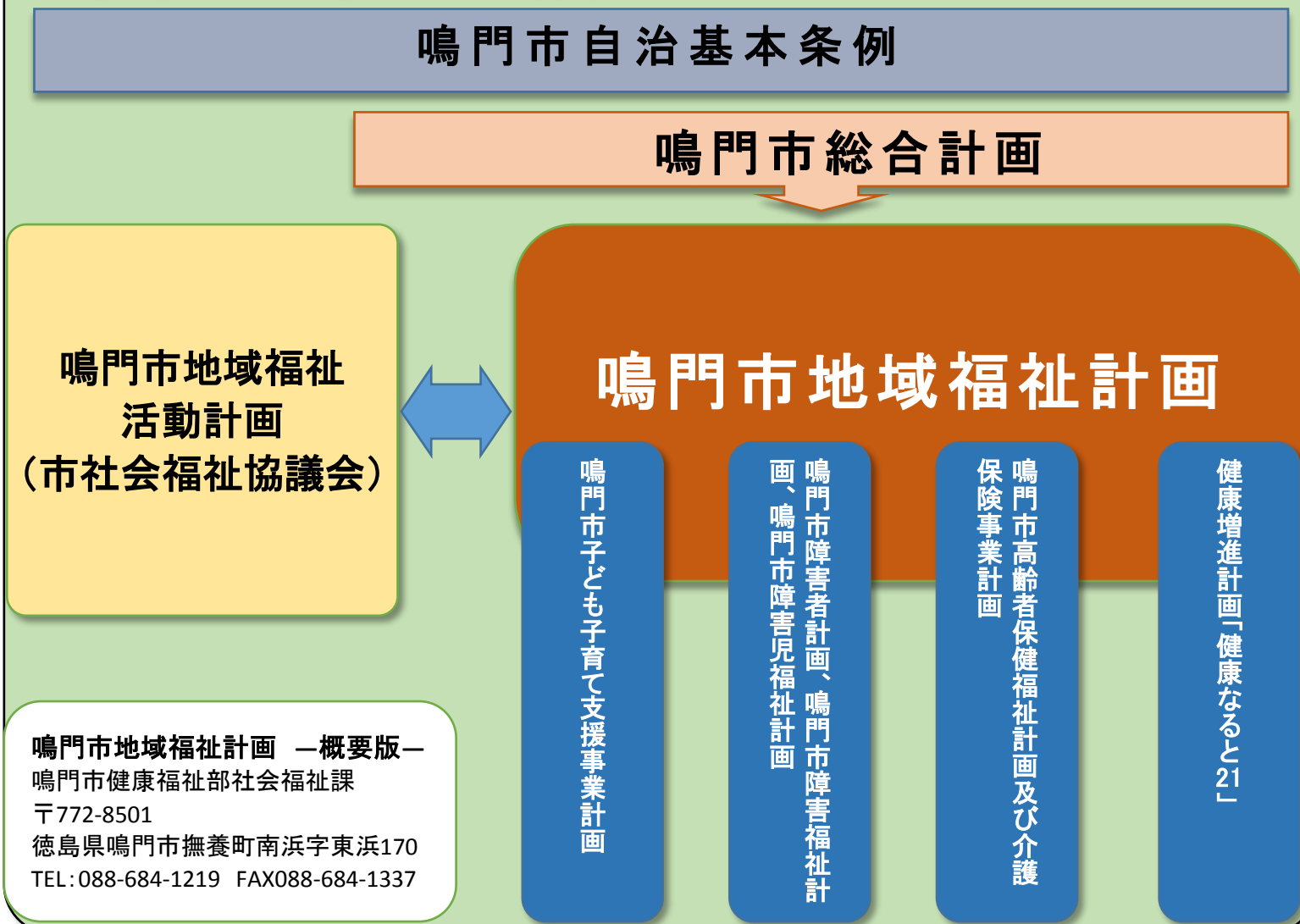
■計画の策定プロセスの体系図



■地域座談会から出た意見(地域課題)

- ・全地区共通にみられた課題
 - ①地域コミュニティ、②移動手段、③環境・空き家・道路
- ・地区により傾向の違いがみられた課題
 - ①人口減少・少子高齢化、②生活上の困りごと・生活関連サービス、③防災・防犯、④子ども・子育て、⑤家族・地域の変化、高齢者の見守り・介護、障がい者の生活・福祉、将来の不安等

■地域福祉計画と他の計画との関係



鳴門市地域福祉計画 一概要版一
 鳴門市健康福祉部社会福祉課
 〒772-8501
 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
 TEL:088-684-1219 FAX088-684-1337

鳴門市地域福祉計画一概要版一

みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現

■地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を作る計画です。

■計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度からおおむね5ヶ年間とします。なお、社会情勢等の変化を踏まえ市及び市社会福祉協議会を取り巻く状況が変化した場合には随時見直しを行うものとします。

■計画策定の手法

- ・地域福祉計画審議会の設置、開催:市民団体代表者等18名
- ・市民アンケートの実施:対象者2,000人
- ・市民会議の設置、開催:公募市民、市・市社協職員、学生等からなる会議 全9回
- ・地域座談会の開催:地域に居住等の住民が参加 市内13地区×各5回
- ・パブリックコメントの実施



計画の基本的な取組み

【基本理念】 みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現

【基本目標1】

地域の課題を共に考え、互いに助け合う関係づくり

施策1 地域の福祉活動活性化に向けた仕組みづくりの促進

<鳴門市が中心となって取り組むこと>

- ・NPOやボランティアなど市民活動活性化
- ・民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
- ・地域活動団体のつながりづくり

<住民・地域が中心となって取り組むこと>

- ・地域での挨拶や声掛け、顔の見える関係づくり
- ・SNS等を活用しての地域活動の情報発信

<市社協が中心となって取り組むこと>

- ・定年退職者や転入者などの地域参加への取組み推進

【基本目標2】

必要とする福祉サービスを利用しやすい体制づくり

施策3 福祉サービスの適切な利用の促進

<鳴門市が中心となって取り組むこと>

- ・地域共生社会の実現にむけた取組みの模索

<住民・地域が中心となって取り組むこと>

- ・福祉に関する行政サービスの情報収集
- ・困りごとを気軽に相談できる場づくり

<市社協が中心となって取り組むこと>

- ・各分野の公的制度等の狭間や複合的な課題への対応
- ・総合相談体制の充実

【基本目標3】

安心・安全に地域で生活できる環境づくり

施策4 支援を必要とする人を支えるネットワークづくりの促進

<鳴門市が中心となって取り組むこと>

- ・保健、医療、介護、福祉等包括的な地域ケア体制の構築
- ・地域の防災力向上のための支援

<住民・地域が中心となって取り組むこと>

- ・支援が必要な人の情報収集に努めること
- ・地域の防災マップを作成しておくこと

<市社協が中心となって取り組むこと>

- ・地域と社協、地域と地域のつながりを密にして、見守りを行うこと
- ・高齢者、障がい者、子ども等各分野の事業所間の連携と情報交換を行うこと

施策2 地域づくりに向けた市民意識の醸成

<鳴門市が中心となって取り組むこと>

- ・地域コミュニティの拠点の確保
- ・地域福祉計画等の普及・啓発

<住民・地域が中心となって取り組むこと>

- ・子どもに学校行事や地域のイベントへの参加を促す
- ・ボランティア活動に参加する

<市社協が中心となって取り組むこと>

- ・地域活動の支援者の研修会、交流会を開催する
- ・幅広い世代が参加できるような地域行事の活性化

<重点施策>

- 地域コミュニティの再構築
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の充実
- 地域づくりに向けた市民の福祉意識の醸成
- 鳴門市社会福祉協議会の体制整備
- 災害時要援護者対策
- 新たな移動手段の確保等施策の考察
- 空き家の課題対策
- 社会的孤立者・生活困窮者への支援
- 生活困窮世帯の子どもたちの支援
- 地域づくりの観点も踏まえた権利擁護

施策5 地域の自立した生活の支援

<鳴門市が中心となって取り組むこと>

- ・生活困窮者への支援
- ・権利擁護の推進

<住民・地域が中心となって取り組むこと>

- ・孤立防止対策の推進
- ・軽易な生活課題への対応

<市社協が中心となって取り組むこと>

- ・身近なふれあいの場を増やし、助け合いの気持ちを根付かせる
- ・助けを求めることへの抵抗感を少なくする環境づくり